

総社市告示第16号

総社市認知症見守りGPS購入費等助成事業実施要綱を次のとおり定める。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市認知症見守りGPS購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等の事故を未然に防止し安全を確保するため、GPS（全地球測位システム）を活用した専用端末装置及び付属機器（以下「装置」という。）の利用に係る初期費用を助成することにより、その家族の経済的及び精神的負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境を整備することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「徘徊高齢者等」という。）を在宅で介護している同居の家族とする。ただし、助成対象者及び徘徊高齢者等は、市内に住所を有し、かつ、居住するものに限る。

(1) 65歳以上であって認知症による徘徊が認められるもの

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号又は同条第4項第2号に該当し、認知症による徘徊が認められるもの

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、装置の購入又は貸借に係る初期費用とする。

2 助成は徘徊高齢者等1人につき1回限りとし、装置の破損又は紛失等による再購入費用等は、助成の対象としない。

(助成額)

第4条 助成額は、前条に規定する助成対象経費の全額とし、3万円を上限とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、装置を購入又は貸借する前に総社市認知症見守りGPS購入費等助成申請書に見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、申請者に対し総社市認知症見守りGPS購入費等助成決定（却下）通知書により申請者に通知する。

(請求及び支給)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、当該装置の導入後速やかに、総社市認知症見守りGPS購入費等助成金請求書に領収書又は契約書等の請求額を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給する。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。